

大分商工会議所「所報」ビジネスPR便 利用同意書

1. この事業は、大分商工会議所（以下、「当所」という。）会員企業へのサービスを目的とします。当所会員以外の利用は、原則として認めません。
2. この事業は、当所「所報」に会員企業の事業を援助するための書類等を同封するもので、同封する書類等の内容や企業等に与信を与えるものではありません。
次の事項を遵守してください。
 - (1) 公序良俗に反しないこと。
 - (2) 関係法規に違反しないこと。
 - (3) 誤解を与える恐れがないこと。
 - (4) 他の会員、消費者に不当な不利益を与える恐れがないこと。
 - (5) その他、当該サービス運用上不適当と認められないこと。
3. 前条に反する、また不適当と認められる場合は、このサービスは利用できません。
なお、同封予定月に、やむを得ない事情が生じた場合、同封を繰延べることがあります。
4. 「所報」の発行がやむを得ない事情等により遅延する場合は、申込を受付できないことがあります。
5. チラシ及び広告の内容に関する責任は、一切申込者に帰属します。
6. この事業に関するトラブルには、誠意をもって対応してください。当所は一切の責任を負いません。
7. 同封料金は、別途定めます。書類を同封した「所報」発刊後、当所が送付する請求書により、納入してください。また、厚さ、重量によっては、別料金になることがあります。
8. 「所報」に同封する書類は、原則として、B5版、A4版のチラシ及びパンフレットとし、B4、A3等、ポスター等の場合は、A4版の大きさ以下に折りたたんでください。
9. 「所報」に同封する書類等は、必要部数（6,100部）を用意し、発刊前月の18日までに当所または当所が指定する場所に搬入してください。
なお、11・12月合併号は10月31日、新年号は12月13日までに搬入してください。また、当方で印刷等をするときは、別に実費料金を請求します。
10. 発刊月（初回）の前月末日までに送付書類サンプルを当所に持参、または送付してください。

上記運用規定に同意し、別紙のとおり、当該サービスの利用を申し込みます。

平成 年 月 日

事業所名 _____

担当者名 _____

⑩